

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

（注）平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額</p>

-
- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

「ニ・ホ 略」

「ニ・ホ 同上」

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ」又 略」

「三」六 略」

七 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ」又 同上」

「三」六 同上」

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八 「略」

5 「略」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出

八 「同上」

5 「同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用
リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出
した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用
リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比
率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自
己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・
ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
スポージャー

(4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比
率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自
己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・
ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
スポージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ
トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十
二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出
するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・

〔ニ・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

「イ」又 略

〔四〇七 略〕

八| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ| 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイト

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

「イ」又 同上

〔四〇七 同上〕

八| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>九 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	